新

## 約款の趣旨

- 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株 式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置 法第37条の14に規定する非課税口座内の少 額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、岡三証券株式 会社(以下、「当社」といいます。)に開設され た非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号に規定する要件及び当社 との権利義務関係を明確にするための取決めで す。
- 2 お客様と当社との間における、各サービス、 取引等の内容や<u>権利</u>義務に関する事項は、この 約款に定めがある場合を除き、「岡三の証券総合 取引約款」その他の当社が定める契約条項及び 租税特別措置法その他の法令によります。

# 非課税口座開設届出書等の提出等

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当該非課税の特例の適用を受けようとする年の8月31日までに、当社に対して租税特別措置法第37条の14第5項第1号、第6項及び第20項に基づき「非課税適用確認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及び住民票の写し等並びに「非課税口座開設届出書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を提出して下さい。

ただし、「非課税口座廃止通知書」又は「非課税管理勘定廃止通知書」については、非課税口座を再開設しようとする年(以下「再開設年」といいます。)又は非課税管理勘定を再設定しようとする年(以下「再設定年」といいます。)の前年10月1日から再開設年又は再設定年の9月30日までの間に提出してください。また、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった

## 約款の趣旨

- 第1条 この約款は、お客様が租税特別措置法第 9条の8に規定する非課税口座内の少額上場株 式等に係る配当所得の非課税及び租税特別措置 法第37条の14に規定する非課税口座内の少 額上場株式等に係る譲渡所得等の非課税の特例 (以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。)の適用を受けるために、岡三証券株式 会社(以下、「当社」といいます。)に開設され た非課税口座について、租税特別措置法第37 条の14第5項第2号に規定する要件及び当社 との権利義務関係を明確にするための取決めで す。
- 2 お客様と当社との間における、各サービス、 取引等の内容や管理義務に関する事項は、この 約款に定めがある場合を除き、「岡三の証券総合 取引約款」その他の当社が定める契約条項及び 租税特別措置法その他の法令によります。

# 非課税口座開設届出書等の提出

第2条 お客様が非課税口座に係る非課税の特例 の適用を受けるためには、当該非課税の特例の 適用を受けようとする年の8月31日までに、 当社に対して租税特別措置法第37条の14第 5項第1号及び第6項に基づき「非課税適用確 認書の交付申請書兼非課税口座開設届出書」及 び住民票の写し等租税特別措置法その他の法令 で定める書類を提出して下さい。 非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の9月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

なお、当社では別途税務署より交付を受けた 「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社に て保管いたします。

- 2 (現行どおり)
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適 用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措置法第37条の14第17項</u>に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。
- 4 当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、その提出を受けた日において次の各号に該当するとき、当社はお客様に租税特別措置法第37条の14第5項第5号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。
- ① 1月1日から9月30日までの間に受けた場合 非課税口座に同日の属する年分の非課税 管理勘定が設けられていたとき
- ② 10月1日から12月31日までの間に受け た場合 非課税口座に同日の属する年分の翌 年分の非課税管理勘定が設けられることとなっ ていたとき
- 5 お客様が当社の非課税口座に設けられるべき 非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機 関に設けようとする場合は、非課税口座に当該 非課税管理勘定が設けられる日の属する年(以 下「設定年」といいます。)の前年10月1日か ら設定年の9月30日までの間に、租税特別措 置法第37条の14第14項に規定する「金融 商品取引業者等変更届出書」を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前 に、設定年分の非課税管理勘定に上場株式等の 受入れが行われていた場合には、当社は当該変 更届出書を受理することができません。
- 6 当社は、当該変更届出書を受理したときに非 課税口座に設定年に係る非課税管理勘定が既に 設けられている場合には当該非課税管理勘定を

なお、当社では別途税務署より交付を受けた 「非課税適用確認書」を併せて受領し、当社に て保管いたします。

- 2 (省略)
- 3 お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適 用を受けることをやめる場合には、<u>租税特別措</u> 置法施行令第25条の13の4第1項に規定す る「非課税口座廃止届出書」を提出して下さい。

 $4 \sim 6$  (新 設)

新 旧

廃止し、お客様に租税特別措置法第37条の1 4第5項第4号に規定する「非課税管理勘定廃 止通知書」を交付します。

#### 非課税管理勘定の設定

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を 受けるための非課税管理勘定(この契約に基づ き当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託 がされる上場株式等(租税特別措置法第37条 の11の3第2項に規定する株式等をいいま す。以下同じ。) につき、当該記載若しくは記録 又は保管の委託に関する記録を他の取引に関す る記録と区分して行うための勘定で、平成26 年から平成35年までの各年に設けられるもの をいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非 課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又 は「非課税管理勘定廃止通知書」に記載された 勘定設定期間においてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間 内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年 の中途において提出された場合における当該提 出された日の属する年にあっては、その提出の 日)において設けられ、「非課税口座廃止通知書」 又は「非課税管理勘定廃止通知書」が提出され た場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非 課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理 勘定の設定ができる旨等の提供があった日(設 定しようとする非課税管理勘定に係る年分の1 月1日前に提供があった場合には、同日) にお いて設けられます。

第4条~7条

( 現行どおり )

非課税管理勘定終了時の取扱い

- 第8条 この約款に基づき非課税口座に設定した 第8条 この約款に基づき非課税口座に設定した 非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた 日から同日の属する年の1月1日以降5年を経 過する日に終了いたします(第2条第6項によ り廃止した非課税管理勘定を除きます。)。
- 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上 2 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上

# 非課税管理勘定の設定

- 第3条 非課税口座に係る非課税の特例の適用を 受けるための非課税管理勘定(この契約に基づ き当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託 がされる上場株式等(租税特別措置法第37条 の11の3第2項に規定する株式等をいいま す。以下同じ。) につき、当該記載若しくは記録 又は保管の委託に関する記録を他の取引に関す る記録と区分して行うための勘定で、平成26 年から平成35年までの各年に設けられるもの をいいます。以下同じ。)は、第2条第1項の「非 課税適用確認書」に記載された勘定設定期間に おいてのみ設けられます。
- 2 前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間 内の各年の1月1日(「非課税適用確認書」が年 の中途において提出された場合における当該提 出された日の属する年にあっては、その提出の 日) において設けられます。

第4条~7条

( 省 略 )

非課税管理勘定終了時の取扱い

- 非課税管理勘定は当該非課税管理勘定を設けた 日から同日の属する年の1月1日以降5年を経 過する日に終了いたします。

場株式等は、次のいずれかにより取扱うものと します。

① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに ① 第5条第1号ロに基づく非課税口座に新たに 設けられる非課税管理勘定への移管(ただし、 移管に係る払出し時の金額が、移管先の非課税 管理勘定において既に受入れた上場株式等の取 得対価の額と合計して100万円を超えないも のに限ります。)

② (現行どおり)

第9条~10条

( 現行どおり )

#### 契約の解除

掲げる日にこの契約は解除されます。

- 17項に定める「非課税口座廃止届出書」の提 出があった場合 当該提出日
- ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第 ② 租税特別措置法施行令第25条の13の4第 1項に定める「出国届出書」の提出があった場 出国日
- ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的 ③ お客様が出国により居住者又は国内に恒久的 施設を有する非居住者に該当しないこととなっ た場合 租税特別措置法施行令第25条の1 3の4第2項に規定する「非課税口座廃止届出 書」の提出があったものとみなされた日(出国 日)

④~⑤ (現行どおり)

第12条~13条

( 現行どおり)

以上

附則

この約款は、平成27年1月1日より適用させてい ただきます。

場株式等は、次のいずれかにより取扱うものと します。

設けられる非課税管理勘定への移管

② (省 略 )

第9条~10条

(省 略 )

契約の解除

第11条 次の各号に該当したときは、それぞれに 第11条 次の各号に該当したときは、それぞれに 掲げる日にこの契約は解除されます。

- ① お客様から租税特別措置法第37条の14第 □ お客様から租税特別措置法施行令第25条の 13の4第1項に定める「非課税口座廃止届出 書」の提出があった場合 当該提出日の翌日
  - 3項に定める「出国届出書」の提出があった場 出国の日
  - 施設を有する非居住者に該当しないこととなっ た場合 租税特別措置法施行令第25条の1 3の4第4項に規定する「非課税口座廃止届出 書」の提出があったものとみなされた日の翌日 (出国日)

④~⑤ (省 略 )

第12条~13条

(省 略 )

以上

(新設)